

(案)

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

(平成 23 年度)

指 定 都 市

目 次

・重点要望事項	1
・要望事項	3
・重点要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分の是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	9
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	11
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の改革	13
2 国直轄事業負担金の廃止	15
3 地方交付税の改革等	17
・要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 消費・流通課税の充実	21
2 所得課税の充実（個人住民税）	22
3 所得課税の充実（法人住民税）	23
4 固定資産税の安定的確保	24
5 定額課税の見直し	25
6 租税特別措置等の整理合理化	26
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の運用・関与の改善	27
2 地方債の発行条件の改善	28
・資料編	
～指定都市の実態について～	31

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。さらに、一昨年の世界的な経済危機に端を発した景気低迷により市民税が大幅な減収となり、また、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっているなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策、低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

こうした中、平成22年6月22日に閣議決定された、地域主権戦略大綱及び財政運営戦略においては、地方財政の自主的、安定的な運営についての配慮が盛り込まれるなど一定の評価ができるものの、一括交付金による地方の自由度の拡大について疑問が残るなど、今後の改革の停滞が懸念されます。

地域主権改革の推進にあたっては、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により、税源配分の是正を行うなど地方税財源を拡充強化する必要があります。さらに、今後大きくなる基礎自治体の役割を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、必要な地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成22年 月

指定都市市長会

札幌市長 上田文雄
仙台市長 上奥恵美子
さいたま市長 清水勇人
千葉市長 熊谷俊人
川崎市長 阿部孝夫
横浜市長 林文俊
相模原市長 加藤昭吉
新潟市長 篠山田善
静岡市長 小嶋善
浜松市長 鈴木康友
名古屋市長 河村たかし
京都市长 門川大作
大阪市長 平松邦夫
堺市長 竹山修
神戸市長 矢田立
岡山市長 高谷茂
広島市長 秋葉忠
北九州市長 北橋健
福岡市長 吉田利治

指定都市議長会

札幌市議会議長 福士勝
仙台市議会議長 野田譲
さいたま市議会議長 関根信
千葉市議会議長 茂木直
川崎市議会議長 潮田智
横浜市議会議長 大久保純
相模原市議会議長 岸浪孝
新潟市議会議長 志田常
静岡市議会議長 安竹信
浜松市議会議長 中勝彦
名古屋市議会議長 横井明
京都市議会議長 加藤利
大阪市議会議長 藤木盛
堺市議会議長 荒木幹
神戸市議会議長 松坂光
岡山市議会議長 宮武伸
広島市議会議長 藤田博
北九州市議会議長 佐々木健
福岡市議会議長 光安

重点要望事項（税制関係）

1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

なお、一括交付金は、税源移譲までの経過措置とすること。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

3 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

要望事項（税制関係）

1 消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のは正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

2 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還に係る特例措置の対象の拡大を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

[重点要望事項詳細説明]

1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差のは是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

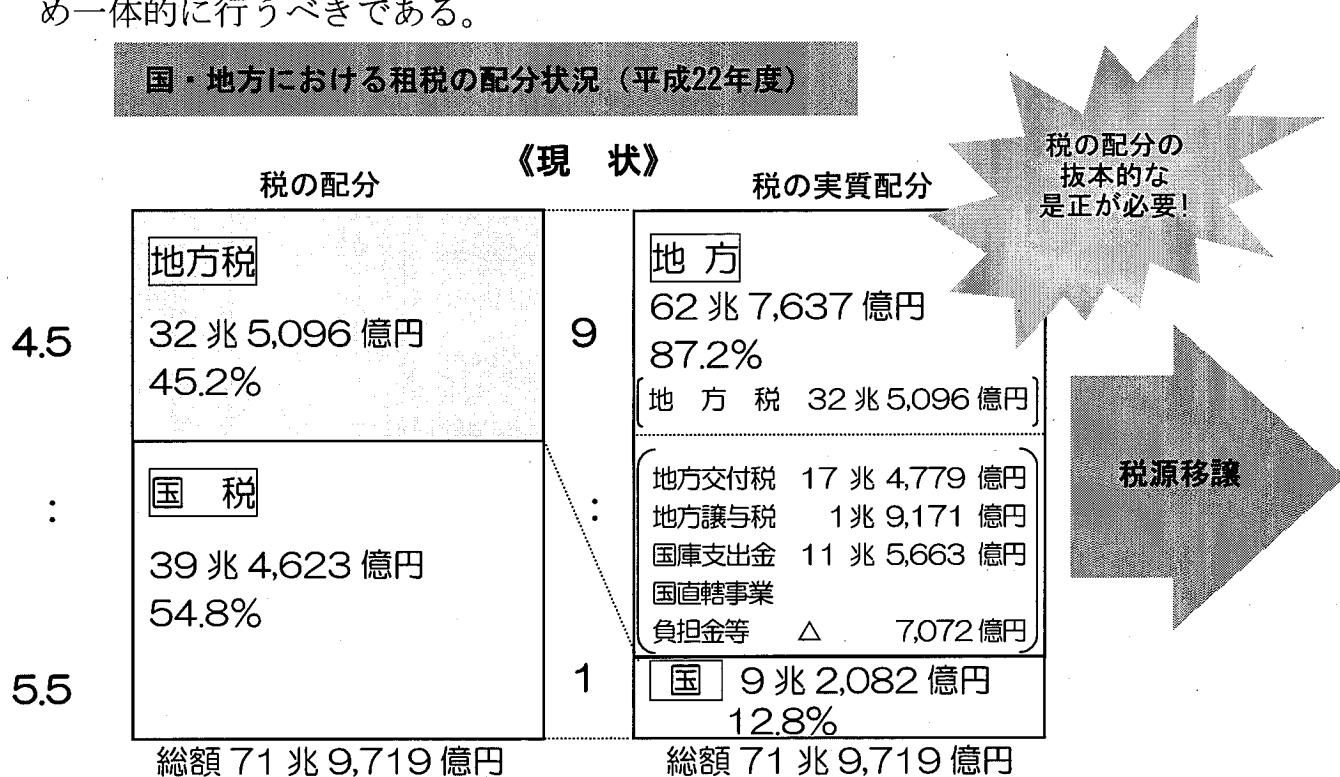
現状における国・地方間の「税の配分」は5.5：4.5であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は1：9となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方消費税の配分割合の大幅な引き上げなど、基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

なお、地方法人特別税のように、地方税の一部国税化によって、地方税収間の水平調整による格差は是正を行うことは、地域主権改革の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差のは是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。

国・地方における租税の配分状況（平成22年度）



注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 平成22年度予算における「税の配分」は4.5:5.5となっているが、これは、景気の影響による法人税などの国税の大幅な減収に起因するものであり、税源配分のは是正によるものではない。

国税・地方税=5:5とするための税源移譲のパターン例

<6兆円程度の税源移譲が必要な場合の試算>

	例1	例2	例3
消費税から 地方消費税へ	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率 10% ⇒ 11% (移譲見込額)約1兆円	個人住民税の税率 10% ⇒ 12% (移譲見込額)約2兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 17.2% (移譲見込額)約1兆円		法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 22.2% (移譲見込額)約2兆円
移譲額計	6兆円程度	6兆円程度	6兆円程度

注 1 国と地方の税の配分割合を5:5にするためには、平成19年度から平成22年度までの間の平均では、6兆円程度の税源移譲が必要となる。

2 税源移譲のパターン例は、複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、現行税率における消費税から地方消費税への税源移譲(地方消費税1%⇒2.5%)を基本に、一定の税率等を設定して試算したものである。

3 移譲総額は平成19年度から平成22年度までの国の決算額又は当初予算・地方財政計画ベースの平均により計算した。

地域主権改革

《まずは》

国5：地方5

《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」

税の配分

地方消費税の
配分割合の
大幅な引上げなど

5

地方税

5

国 税

税の実質配分

地方

国

さらなる
税源移譲

税の配分

地方税

国 税

役割分担

地方の役割

国の役割

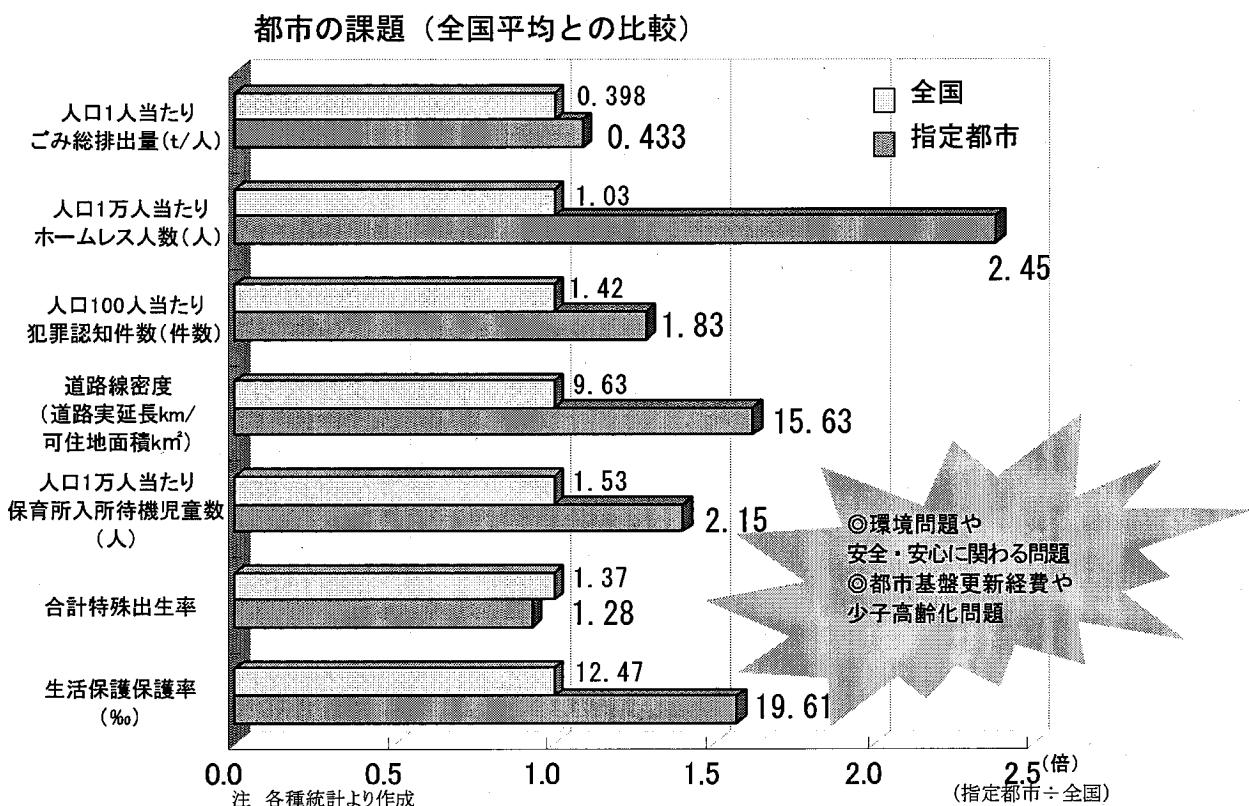
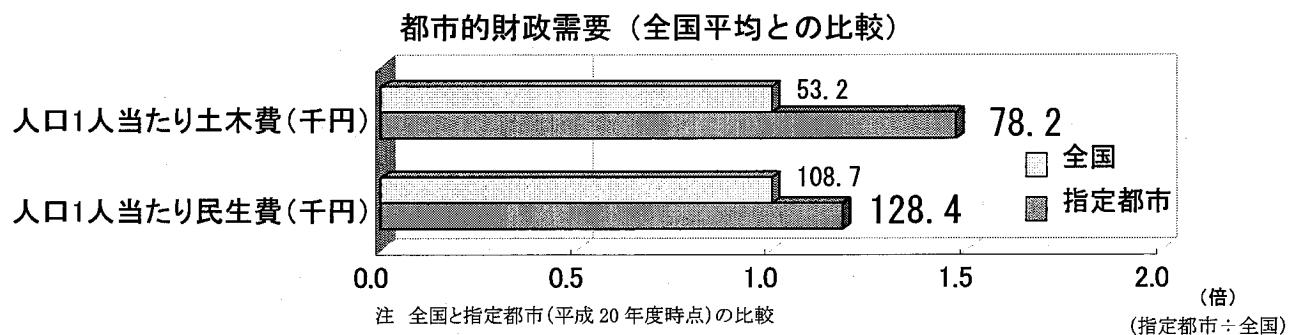
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

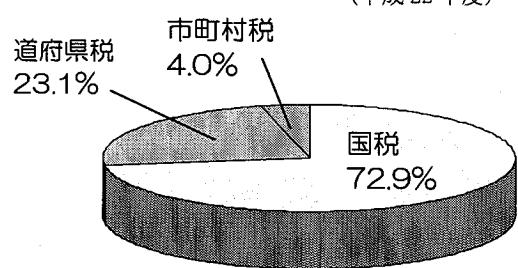
指定都市では、圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。



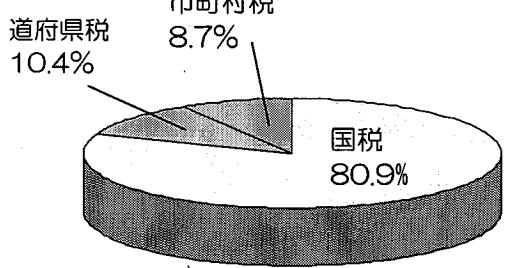
消費・流通課税の配分割合

(平成 22 年度)



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

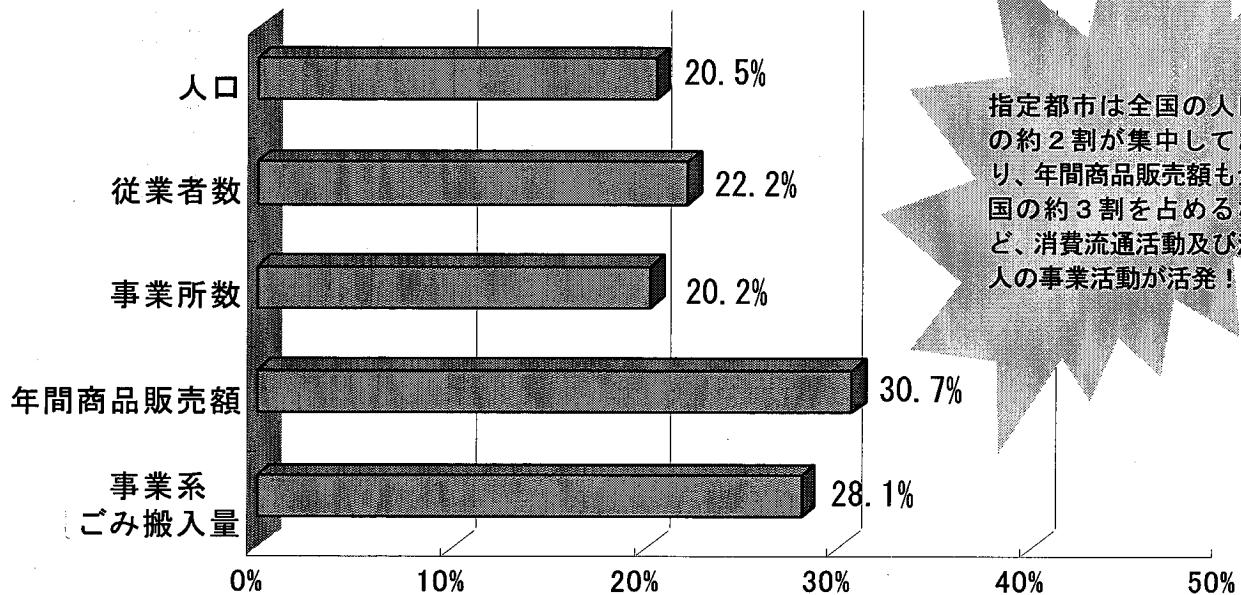
法人所得課税の配分割合（実効税率）



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入される
ことを調整した後の税率である。

都市的税目の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



指定都市は全国の人口
の約 2 割が集中してお
り、年間商品販売額も全
国の約 3 割を占めるな
ど、消費流通活動及び法
人の事業活動が活発！

注 各種統計より作成

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置すべきである。

また、地域主権改革において、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ★ 行政サービスは「**指定都市から受益(大都市特例事務)**」
- ★ その**負担**は「**道府県への納税**」



指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から**指定都市への税源移譲**による

税源配分の見直し(大都市特例税制の創設)により措置すべき

(個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲)

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|----------------|-------------------|----------|-------------|
| ・児童福祉 | ・民生委員 | ・身体障害者福祉 | ・生活保護 |
| ・行旅病人及び死亡人 | ・社会福祉事業 | ・知的障害者福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 |
| ・老人福祉 | ・母子保健 | ・障害者自立支援 | ・食品衛生 |
| ・墓地、埋葬等規制 | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 | | |
| ・精神保健及び精神障害者福祉 | | ・結核予防 | ・都市計画 |
| ・土地区画整理事業 | ・屋外広告物規制 | | |

個別法に基づくもの

- | | | |
|------------|------------------|-----------|
| ・土木出張所 | ・衛生研究所 | ・定時制高校人件費 |
| ・国、道府県道の管理 | ・道府県費負担教職員の任免、研修 | 等 |

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成22年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

3, 710億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

2, 313億円

税制上の
措置不足額

1, 397億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8, 400億円 など
(平成20年度決算をもとに推計)

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

なお、一括交付金は、税源移譲までの経過措置とすること。

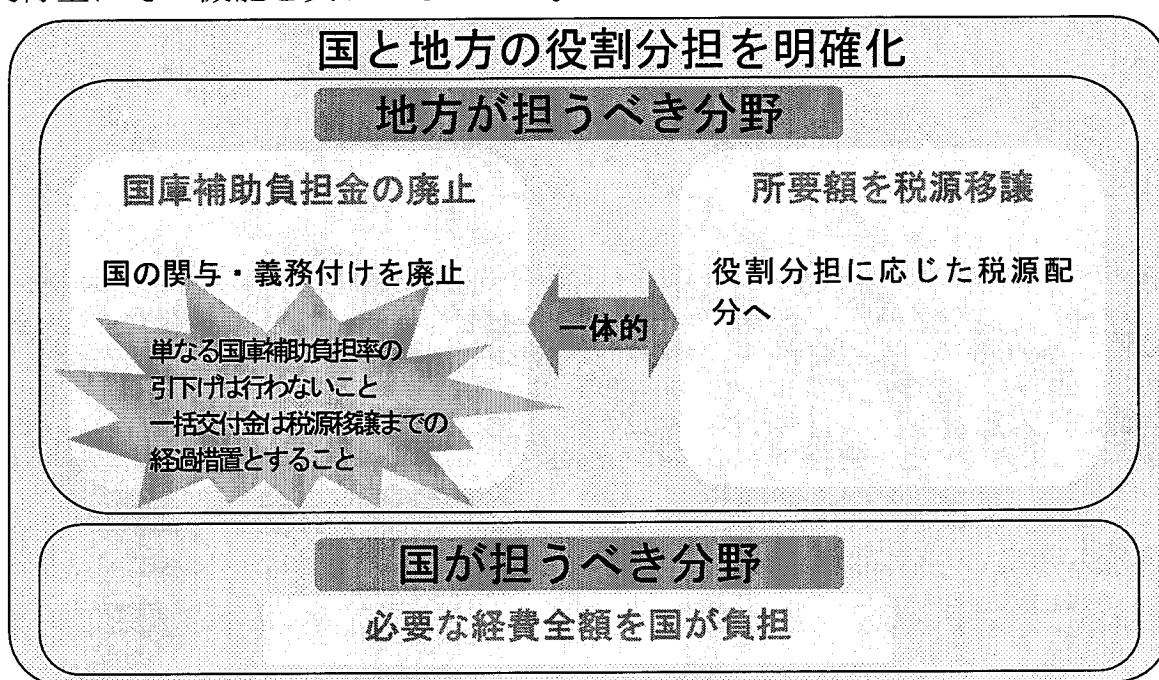
国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けを廃止し、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながることから決して行うべきではなく、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行るべきである。

また、これらの改革が行われる際には、大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、相当額全額を指定都市に税源移譲すること。

一括交付金については、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、税源移譲までの工程を明確にすること。また、導入にあたっては、地方が必要とする財源を確保するとともに、将来の税源移譲を見据え、府省の枠を超えた一つの大きな「一括」の交付金とし、その使途を限定しないこと。さらに、地方の自由度の拡大の観点から、地方の事後評価を重視し、国の関与は最小限とすること。

なお、地方公共団体間の財政調整機能は地方交付税の役割であることから、一括交付金にその機能を負わせないこと。



税源移譲すべき国庫補助負担金

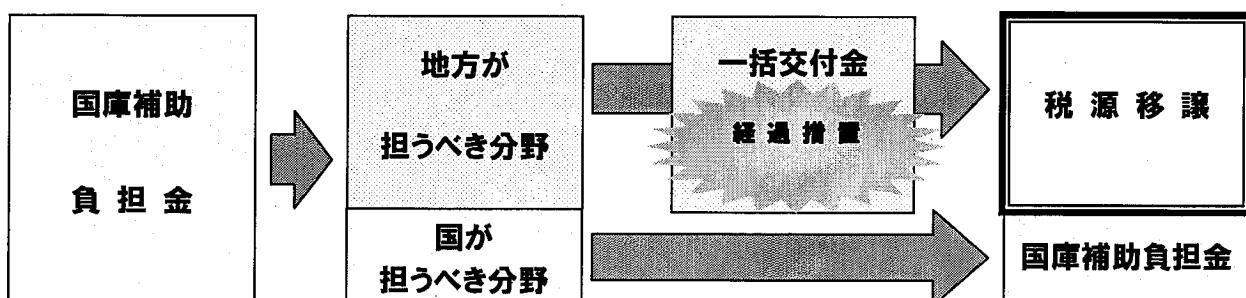
事 項	主 な も の		22年度予算額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	社会資本整備総合交付金、地域再生基盤強化交付金	2兆2,888億円
	経常	次世代育成支援対策交付金、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	877億円
	義務	児童育成事業費補助金、地域生活支援事業費補助金	1,800億円
国庫負担金 (地財法10条)	投資	社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金	6,662億円
	経常	土地改良施設管理費補助	56億円
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費負担金	1兆9,585億円
小 計			5兆1,868億円
社会資本整備特別会計等	地域連携推進事業費補助、交通円滑化事業費補助		1,029億円
合 計			5兆2,897億円

注 平成16年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち税源移譲すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として税源移譲すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

(参考)「三位一体の改革」における国庫補助負担金の改革(平成16~18年度)

国庫補助負担金の廃止・縮減	△4.7兆円
税源移譲の対象となるもの	△2.9兆円
交付金化	△0.8兆円
スリム化	△1.0兆円
負担率が引下げられた主なもの	
義務教育費国庫負担金	1/2 ⇒ 1/3
児童扶養手当給付費負担金	3/4 ⇒ 1/3
児童手当国庫負担金	2/3 ⇒ 1/3

「一括交付金は税源移譲までの経過措置」のイメージ



2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

地域主権改革の観点から、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の負担で整備を行うべきであり、地方公共団体に対して個別に負担を求める性格のものではないことから、地方負担は早期に廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すべきである。

廃止・移譲の検討にあたっては、指定都市との協議の機会を設けて意見を十分に取り入れ、具体案を提示するとともに、確実に実施すること。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から各指定都市と協議を行い、合意形成できる制度を導入すること。また、その際には詳細な説明と十分な情報提供を行うこと。

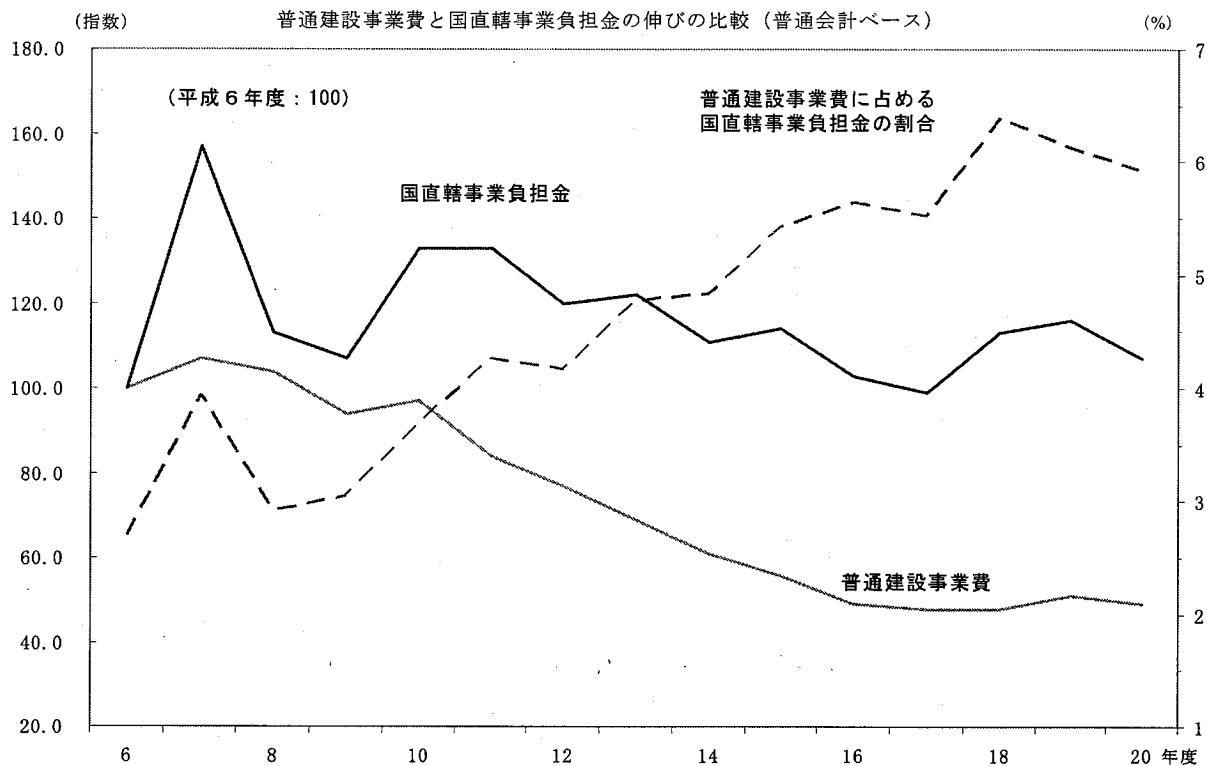
国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

（単位：百万円）

事業名	指定都市における 国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
国 道	140,231	51,070	36 %
港 湾	56,774	19,645	35 %
計	197,005	70,715	36 %

注 指定都市の負担額は平成20年度決算による数値である。

(参考) 国直轄事業負担金の推移（国に対して直接支出しているもの）



- 注 1 平成 6 年度から平成 14 年度まではさいたま市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市を除いた 12 市計、平成 15 年度から平成 16 年度は相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市を除いた 13 市計、平成 17 年度は相模原市・新潟市・浜松市・堺市・岡山市を除いた 14 市計、平成 18 年度は相模原市・新潟市・浜松市・岡山市を除いた 15 市計、平成 19 年度から平成 20 年度は相模原市・岡山市を除いた 17 市計である。
- 2 近年、地方公共団体の公共事業関連予算が大幅な減少傾向にあるのに対し、国直轄事業はほぼ横ばいで推移しているため、国直轄事業負担金の占める割合は、年々増大している。
- 3 国直轄事業負担金については、維持管理分も含んだ数値になっている。

(参考) 国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（道府県を通じて負担しているもの）

(単位: 百万円)

事 業 名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港 湾	15,689	2,302	15 %
農業農村整備	23,498	838	4 %
公 園	6,501	849	13 %
空 港	6,188	574	9 %
そ の 他	2,741	996	36 %
計	54,617	5,559	10 %

注 指定都市の負担額は平成 20 年度決算による数値である。

3 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

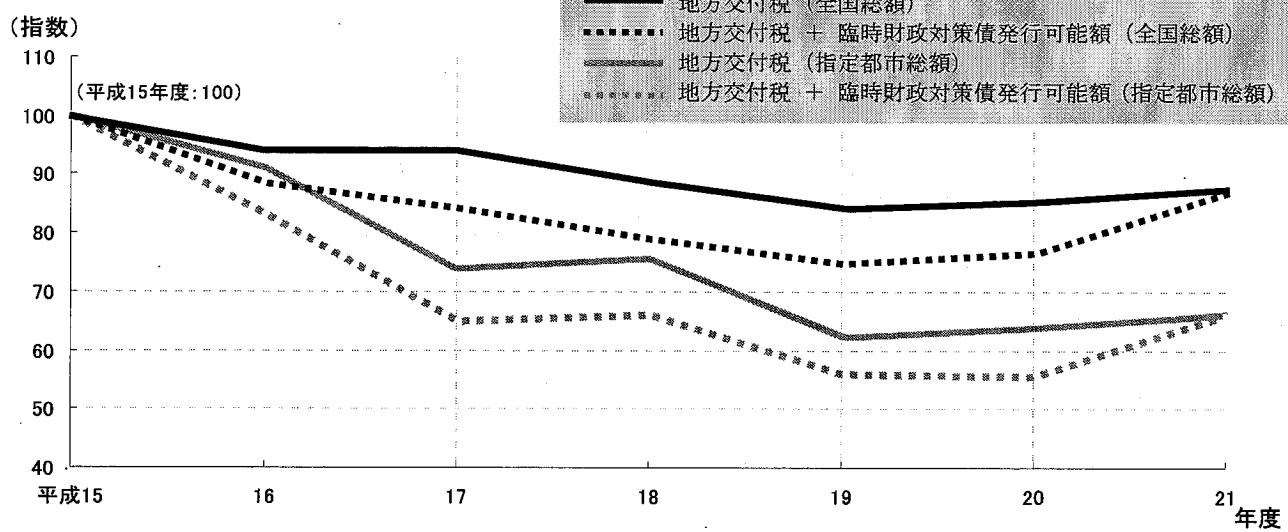
地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めること。

財政運営戦略において、平成23年度から25年度は、平成22年度の地方の一般財源と同水準を確保するとされたことを踏まえ、地方財政計画策定の際には、大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税の総額を確保すべきである。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、具体的な算定方法や算定基準を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の推移



注 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市も含んでいます。

地方交付税等の削減状況

		平成15年度 決定額	平成21年度 決定額	削減額	削減率
地方交付税	全国総額	18兆 693億円 (14.1万円)	15兆8, 202億円 (11.8万円)	△2兆2, 491億円	△12.4%
	指定都市 総額	9, 048億円 (3.5万円)	6, 002億円 (2.3万円)	△3, 045億円	△33.7%
地方交付税+ 臨時財政対策債 発行可能額	全国総額	23兆9, 455億円 (18.7万円)	20兆9, 688億円 (16.4万円)	△2兆9, 767億円	△12.4%
	指定都市 総額	1兆4, 546億円 (5.7万円)	9, 614億円 (3.7万円)	△4, 932億円	△33.9%
基準財政需要額	全国総額	47兆 762億円 (36.8万円)	46兆3, 345億円 (36.3万円)	△7, 417億円	△1.6%
	指定都市 総額	5兆 668億円 (19.6万円)	4兆7, 661億円 (18.4万円)	△3, 007億円	△5.9%

注1 ()内は人口一人あたりの額

2 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市も含んでいます。

3 平成15年度において、指定都市の一人当たり地方交付税額は全国平均額の約25%だったが、平成21年度においては約19%まで下がっている。

[要望事項詳細説明]

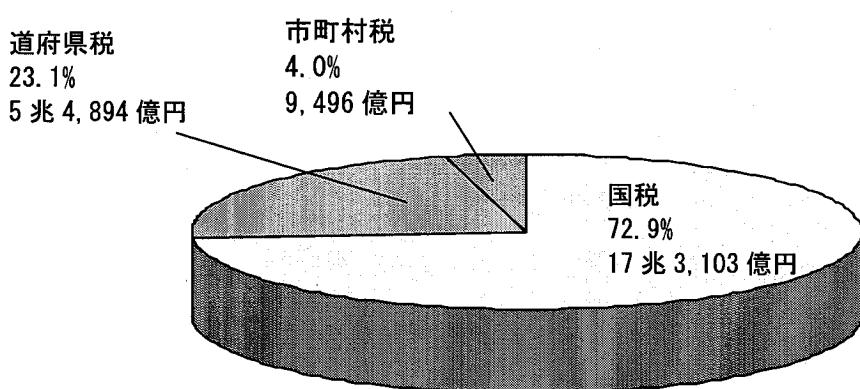
1 消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。
特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は4.0%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、税源の偏在性が少なく税収が安定している地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い、今後も増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していくうえで極めて重要な財源であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税の配分割合を大幅に引き上げるなど、より一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成22年度）



注 1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後に
おいても、市町村の配分割合は12.3%に過ぎない。
2 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

消費・流通課税の税目

国 税	道 府 県 税	市 町 村 税
消費税、酒税、たばこ税	地方消費税（※）	市町村たばこ税
揮発油税、地方揮発油税（＊）	道府県たばこ税	軽自動車税
航空機燃料税（＊）、石油ガス税（＊）	軽油引取税（※）	入湯税、鉱産税
石油石炭税、自動車重量税（＊）	自動車取得税（※）	
関税、とん税、特別とん税（＊）	自動車税	
電源開発促進税	ゴルフ場利用税（※）	
たばこ特別税	鉱区税、狩猟税	

注 （＊）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。

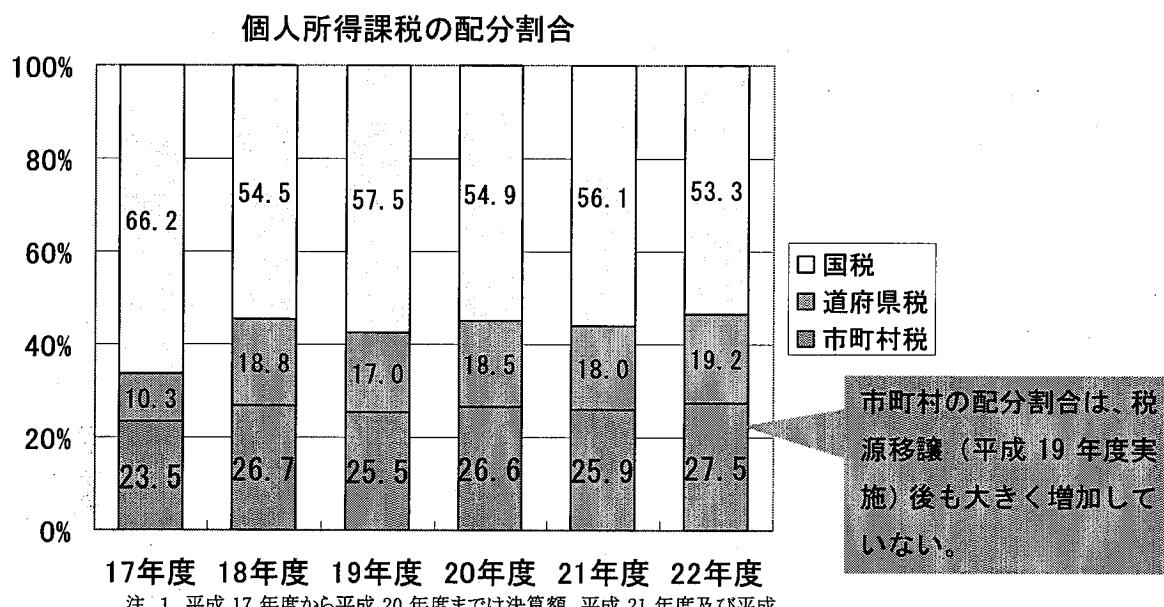
（※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のは是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。

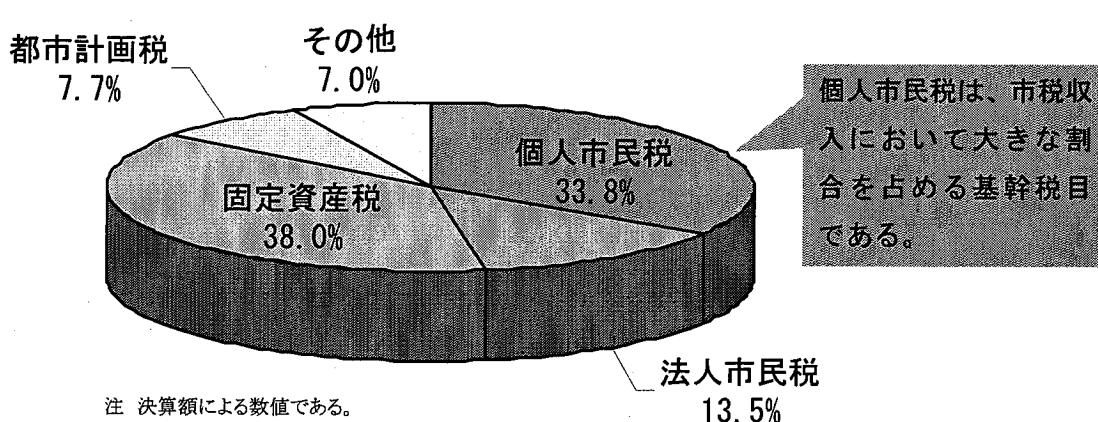
所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税源の偏在性が少なく、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分のは是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。



注 1 平成17年度から平成20年度までは決算額、平成21年度及び平成22年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 平成18年度については、「所得譲与税」を含んでいる。

指定都市における市税収入に占める個人市民税の割合（平成20年度）



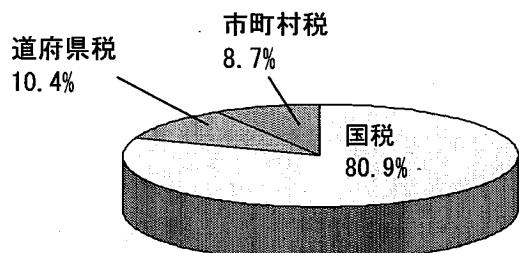
3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

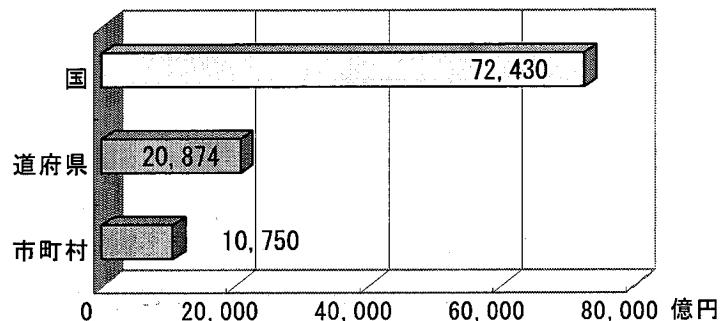
なお、法人住民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

法人所得課税の収入額（平成 22 年度）

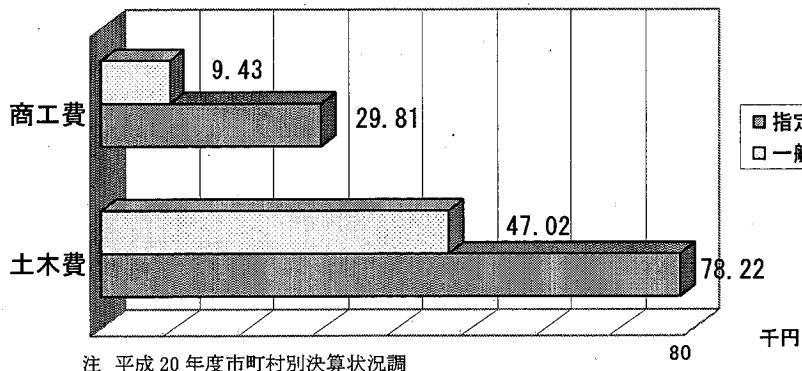


注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 国は法人税(59,530 億円)と地方法人特別税(12,900 億円)の合計、道府県は法人事業税(16,793 億円)と道府県民税法人税割(4,081 億円)の合計による数値である。

法人所得課税の市町村への配分割合は極めて低い！

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



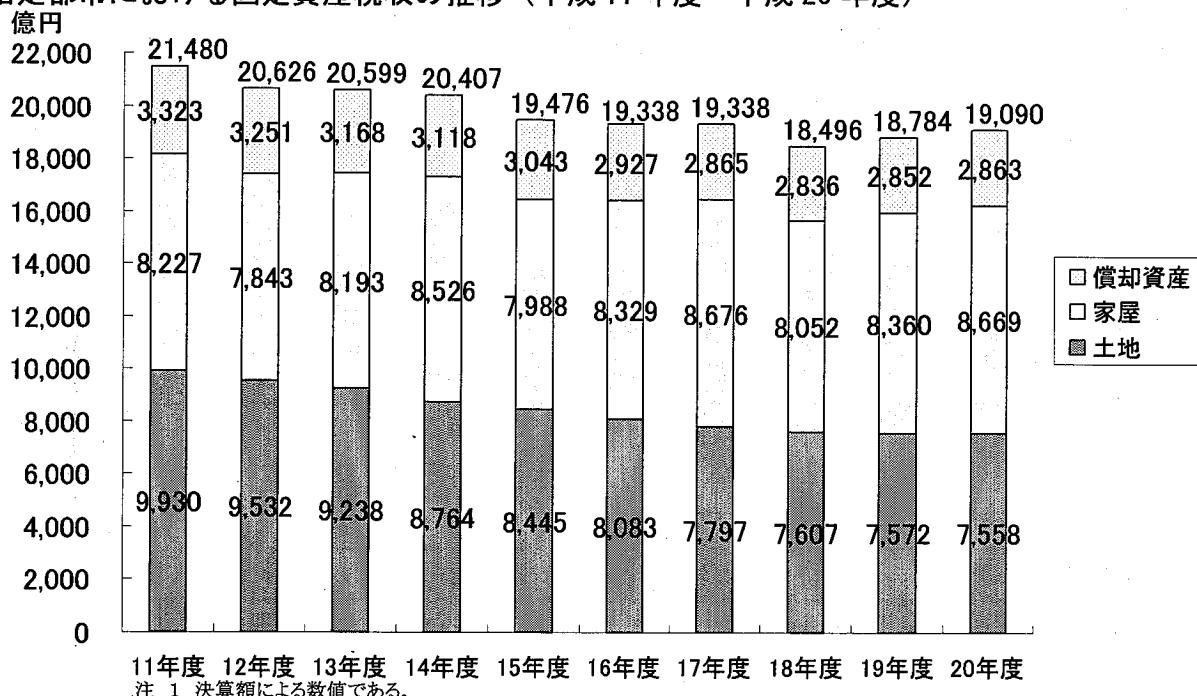
産業の集積とこれに伴い人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が高水準！

4 固定資産税の安定的確保

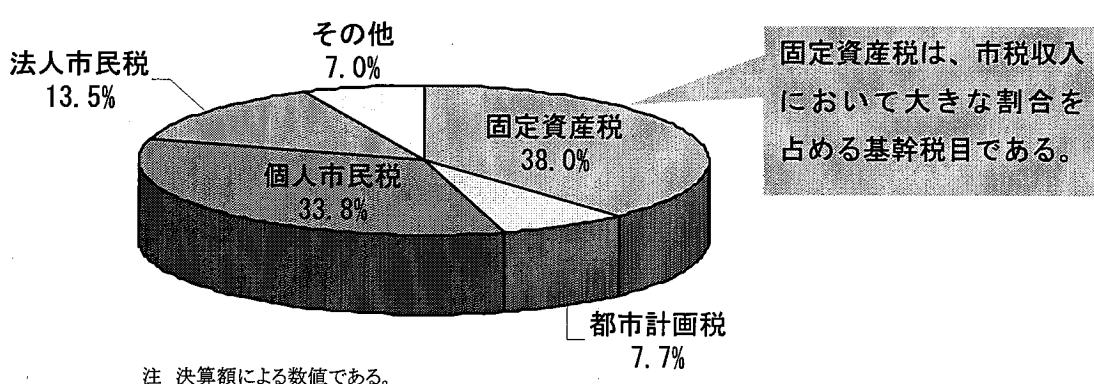
固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保が必要である。

指定都市における固定資産税収の推移（平成11年度～平成20年度）



指定都市における市税収入に占める固定資産税の割合（平成20年度）



5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

47年据置

特別とん税（昭和39年度～）

区分	税率（1トン当たり）
入港ごと	20円
一時納付（一年分）	60円

注 特別とん税の税収は、全額が開港のある市町村に特別とん譲与税として交付される。

27年据置

軽自動車税（昭和59年度～）

車種	税率
原動機付自転車	50cc以下
2輪軽自動車	125cc超250cc以下
4輪軽自動車	自家用乗用
	自家用貨物用

27年据置

法人の市民税（均等割）（昭和59年度～）

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など		5万円

注 従業者数50人以下の額については、平成6年度に1万円引き上げられている。

25年据置

事業所税（昭和61年度～）

区分	税率
資産割	600円/m ²

15年据置

個人の市民税（平成8年度～）

区分	税率
均等割	3,000円

注 据置年数については、導入初年度を算入している。

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行うこと。

国税における租税特別措置及び地方税における非課税等特別措置については、これまで見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。

については、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの等についても、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行う必要がある。

地方税法における税負担軽減措置等による減収見込額

(単位：億円)

項目	減収額
固定資産税・都市計画税関係	▲2, 670
個人住民税関係	▲2, 680
法人住民税・事業税関係	▲1, 050
合 計	▲6, 400

- 注 1 政府税制調査会資料による数値である。
2 地方税法の規定による特例のうち、平成21年度に適用される措置に基づく減収見込額（平年ベース）が10億円以上のものについて試算したものである。
3 上記以外に、国の租税特別措置の直接の影響を受けるもので、減収額が10億円以上のものが、個人住民税関係▲2, 580億円、法人二税関係▲2, 860億円ある。

[要望事項詳細説明<財政関係>]

1 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序の維持等を図るため、その算出の際には、事業実施のための必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

また、地方の実情に応じて、地方公共団体の裁量で施行できるよう、補助要件の弾力的な運用を図るとともに、事務負担を軽減するため、申請事務・各種照会の簡素合理化を図ること。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下「国の支出金」という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

主な国庫支出金対象事業における超過負担（平成22年度予算）

（単位：億円）

事業費	総事業費 ①	単独事業費 ②	あるべき補助基本額 ③	補助基本額 ④			左に対するあるべき補助金 ⑤×各補助率
					④/③	超過負担 ⑤:③-④	
保育所運営費	2,585	500	2,085	1,502	72.0%	583	257
ごみ処理施設建設費 (工場建設費)	223	35	188	177	94.1%	11	5
小・中学校校舎建設費	277	39	238	164	68.9%	74	28
小学校	201	31	170	111	65.3%	59	21
中学校	76	8	68	53	77.9%	15	7
小・中学校屋内運動場建設費	55	14	41	33	80.5%	8	2
小学校	34	8	26	19	73.1%	7	2
中学校	21	6	15	14	93.3%	1	0
合計	3,140	588	2,552	1,876	73.5%	676	292

注1 補助基本額及び国庫支出金については、平成22年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

2 保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含めない。

2 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保並びに繰上償還に係る特例措置の対象の拡大を図ること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

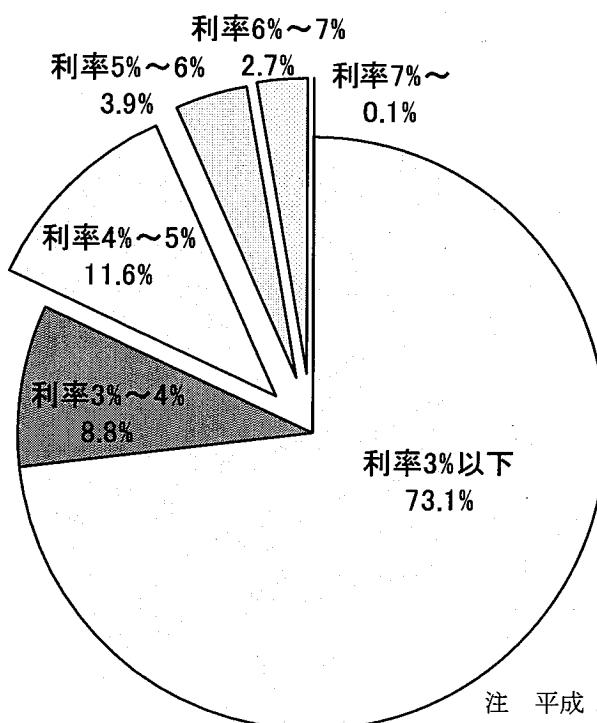
都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、公債費が大都市にとって多大な負担となっている。

こうした状況を踏まえ、公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政の健全化を推進するため、政府資金について、地方債の発行条件の改善及び安定的な確保を図るべきである。また、平成22年度から平成24年度までの臨時特例措置とされている補償金免除繰上償還について、この対象に該当しない高金利の政府資金が大きな負担として残るため、今後更に対象となる団体の拡大や要件の緩和を図るべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長するなどの弾力的運用を行うべきである。

政府資金の利率別借入残高の構成比

(平成21年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計)



注 平成22年度以降の補償金免除繰上償還の対象となる地方債は、年利5%以上の普通会計債及び公営企業債である。

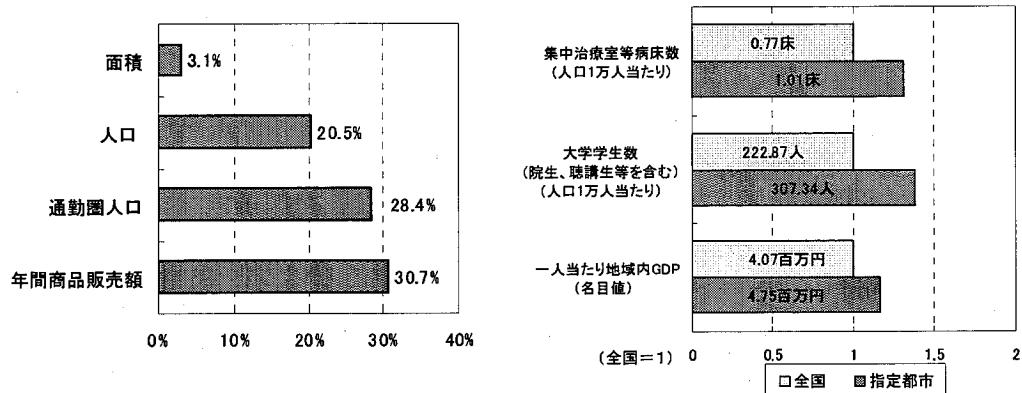
資 料 編

指定都市の実態について（概要）

大都市の特性

○集積性・高次性・圏域における中枢性・日本経済牽引の役割

国土面積のわずか3.1%に、全国の約2割の人口、約3割の商業活動が集中。
高度医療や高等教育などが集積し、産業面でも全国より高い生産性を持つ。



*各種統計より作成

*通勤圏人口は5%通勤圏人口

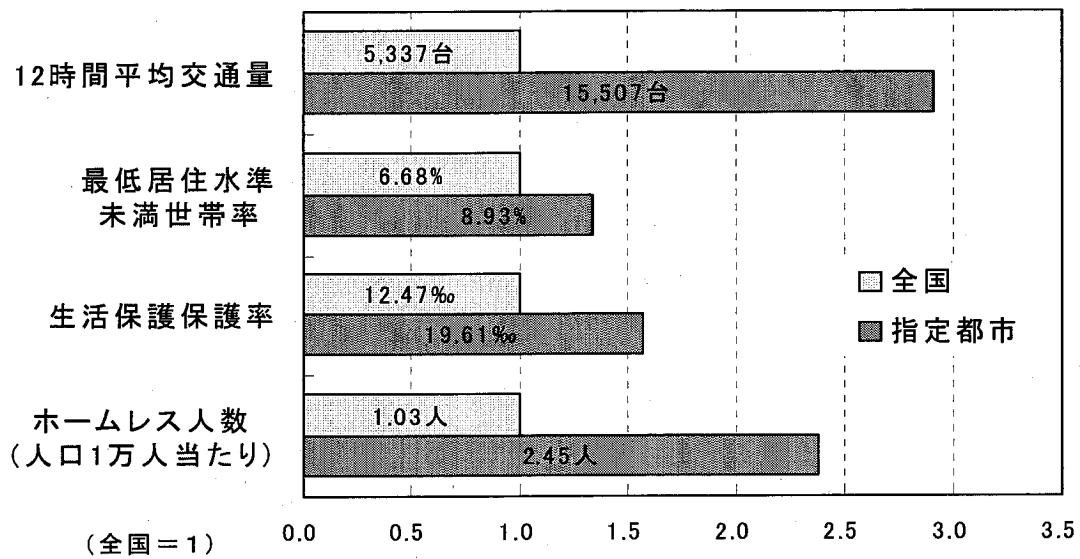


日本経済の牽引役

一方で

○過密・集中による都市的課題が存在

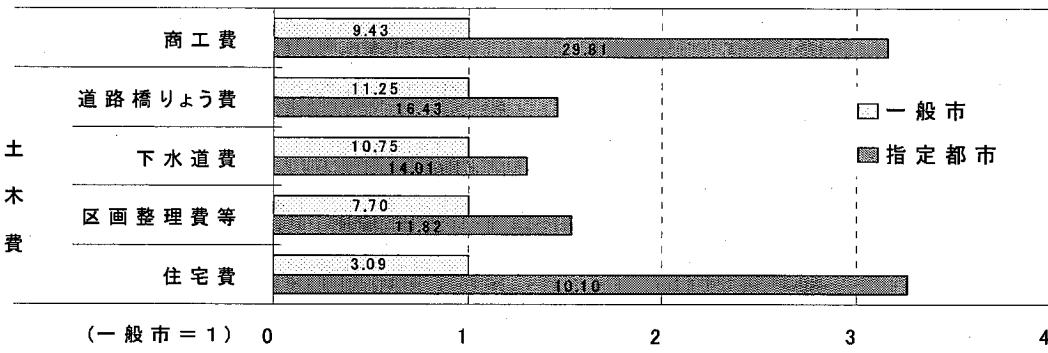
経済・生活のインフラ問題、環境や安全・安心に係る問題、福祉の問題など過密・集中による都市的課題がある。



大都市特有の財政需要

○法人需要・インフラ需要 企業活動支援、道路、下水道の整備など

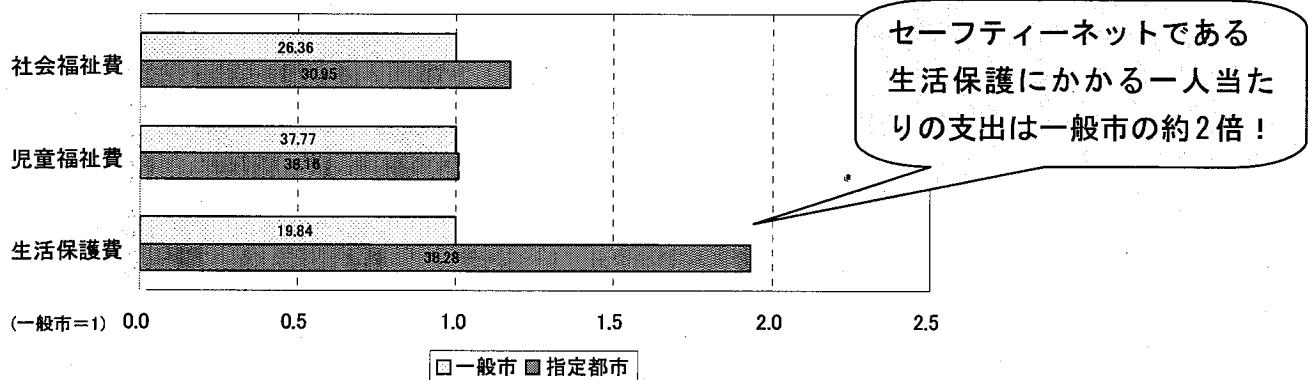
【人口一人当たり歳出額 千円】



*平成 20 年度市町村別決算状況調

○都市的課題から発生する需要 生活保護費や保育所関係経費、ホームレス対策経費など

【人口一人当たり歳出額 千円】



*平成 20 年度市町村別決算状況調

大都市の財政状況

大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していない

大都市特例事務に係る
税制上の措置不足

歳入に占める税収の割
合が低く、大都市特有の
財政需要に対応するた
めの多額の起債が必要

人口や産業の集積が高
いが、それに見合った税
の配分がされていない

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

～指定都市の実態について～

I. 大都市の特性

指定都市は、人口の集積や産業・経済活動の集積に伴い、高次の都市機能や高度で多様化した産業構造を有するとともに、人・物・情報が行き交う拠点として、都市圏における中枢性も高い。また、日本経済の牽引役としての役割も果たしている。その一方で、人口や産業の集積・集中により、経済、生活インフラの問題をはじめ、市民生活の安全・安心、生活保護やホームレス、少子化など都市的課題が顕在化している。

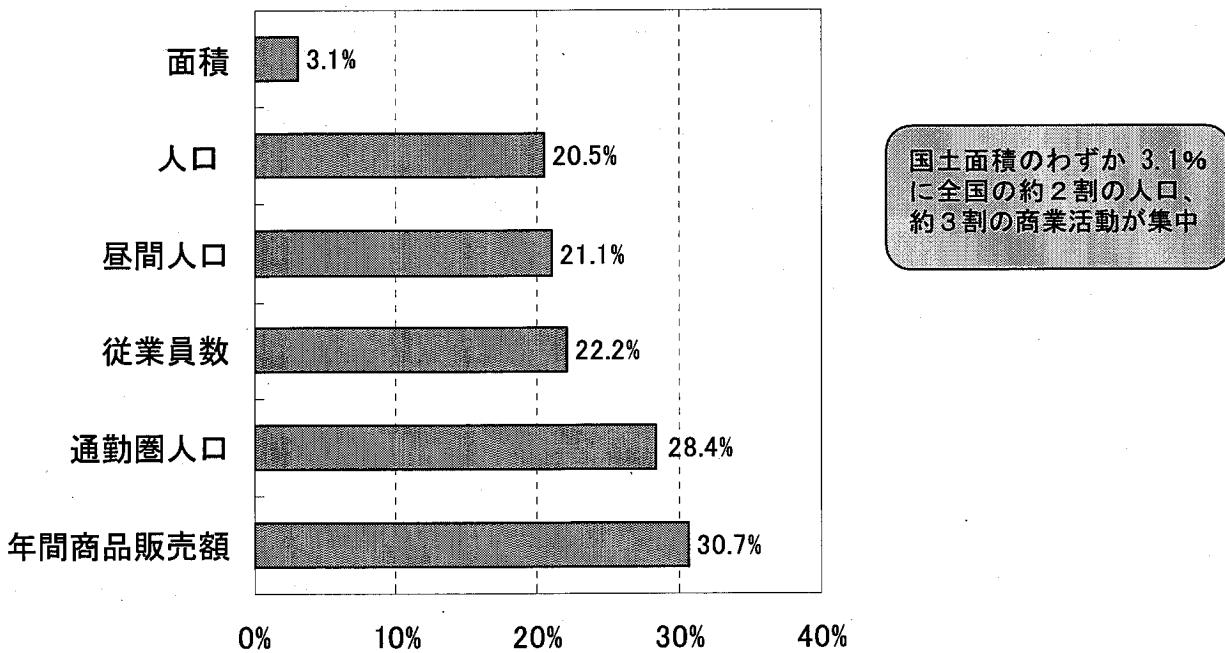
(1) 大都市の集積性・高次性・中枢性と日本経済牽引の役割

①大都市の集積性*：多くの人が暮らし行き交う活発な経済活動

国土面積の3.1%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約3割にものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約3割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

* 集積性：人・物・情報や経済活動・都市活動などの指定都市への集中度

【人の定住や交流に関連した集積(指定都市の全国シェア)】



*各種統計より作成

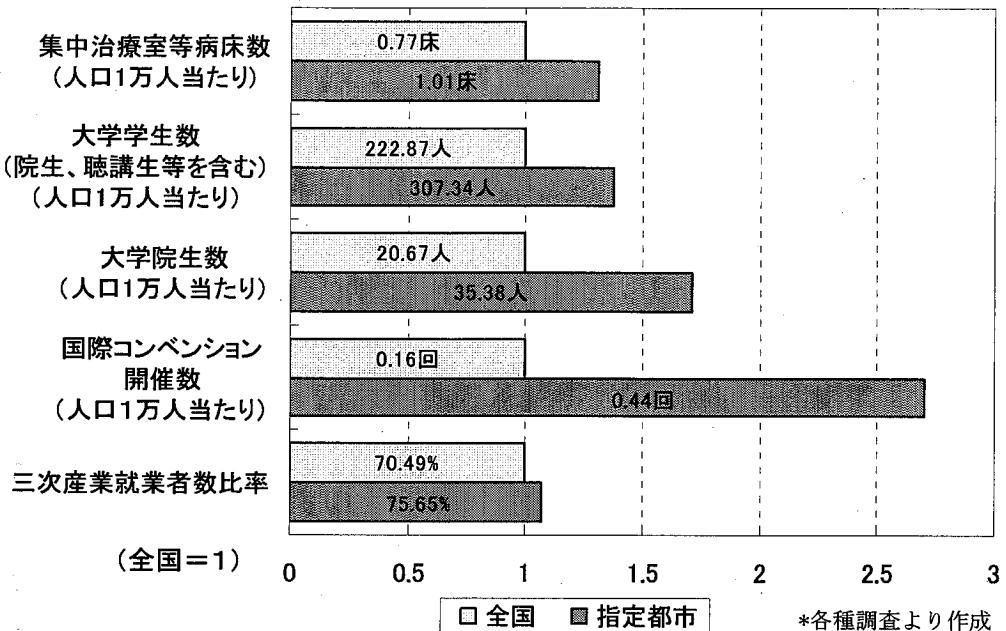
*通勤圏人口は5%通勤圏人口

②大都市の高次性*：高度で多様な産業・社会・文化活動

指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第3次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

* 高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化の進展度

【高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化(全国平均との比較)】



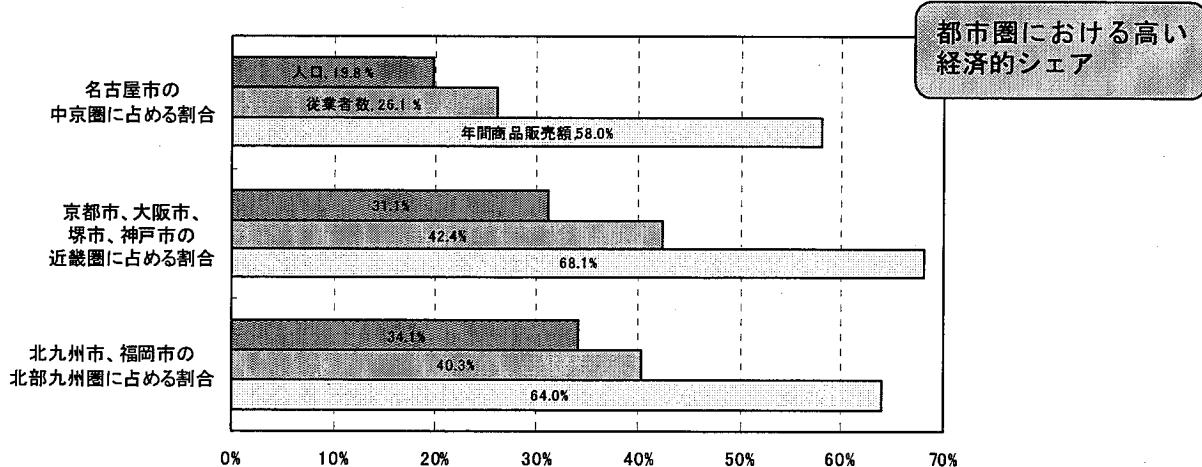
*各種調査より作成

③大都市の中核性*：都市圏の中核を担う指定都市

都市圏における指定都市シェアとして、人口は2、3割でも従業者や商業活動では4割、7割を占めているところもあり、指定都市はそれぞれの都市圏の中で高い中枢性を有している。

* 中枢性：都市圏における指定都市の社会・経済活動の中心性、拠点性

【都市圏における中枢性】



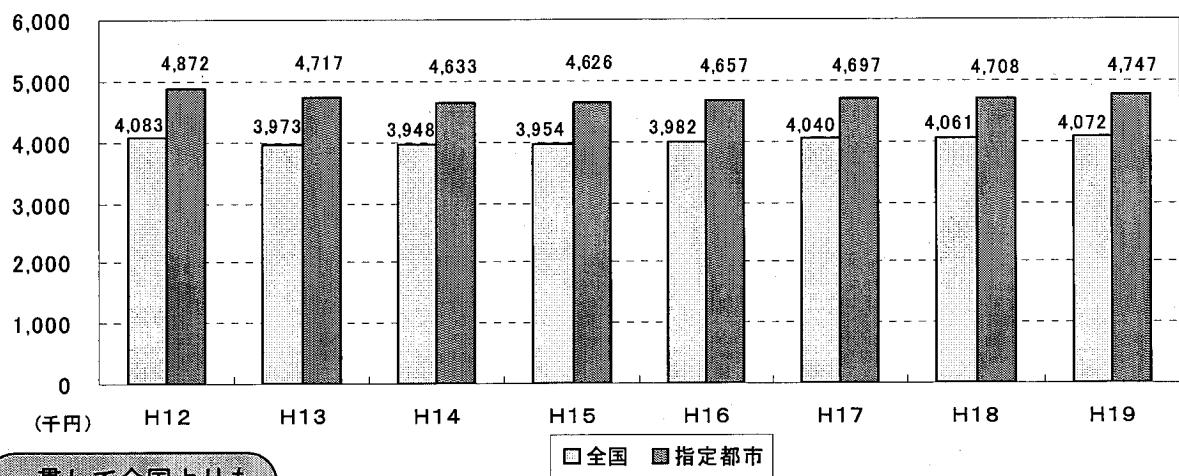
*各種統計調査より作成

*人口は2008年度、従業者数は2006年度、年間商品販売額は2007年度

④大都市の役割：日本経済の牽引

指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の一人当たり地域内GDPは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。

【一人当たり地域内GDP】



一貫して全国よりも
高い水準の一人当たりGDPで日本経済
に貢献

平成 19 年度県民経済計算

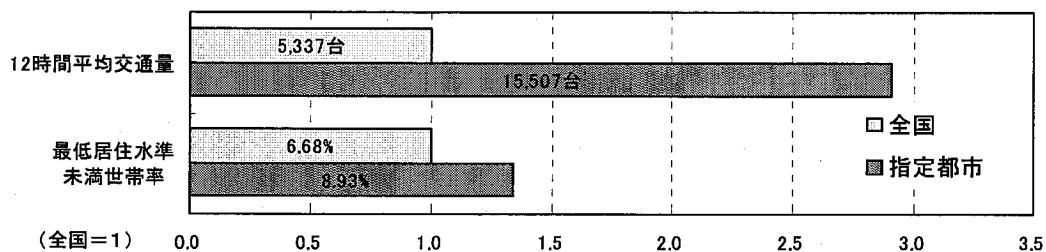
(2) 大都市の都市的課題

○過密や集中に起因する都市的課題

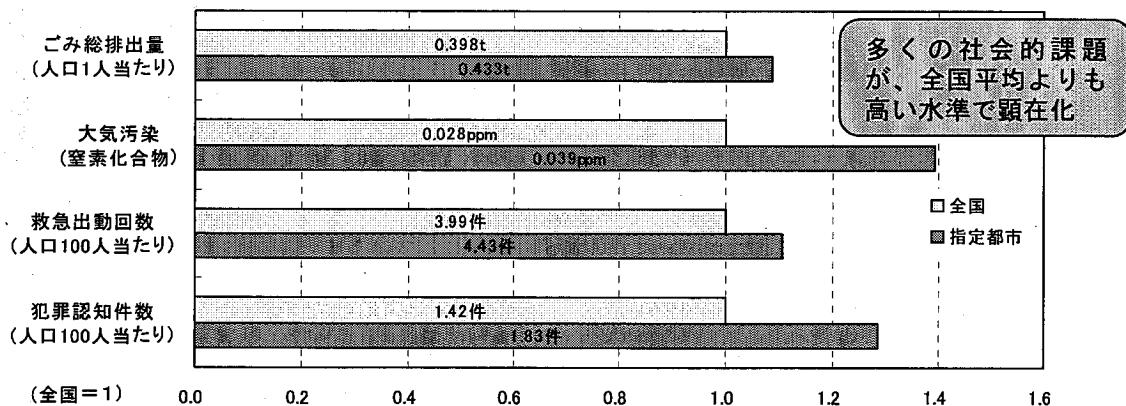
指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有するため、逆に過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題、さらには保育所の不足の問題など、全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされてきた。

【顕在化する都市的課題】

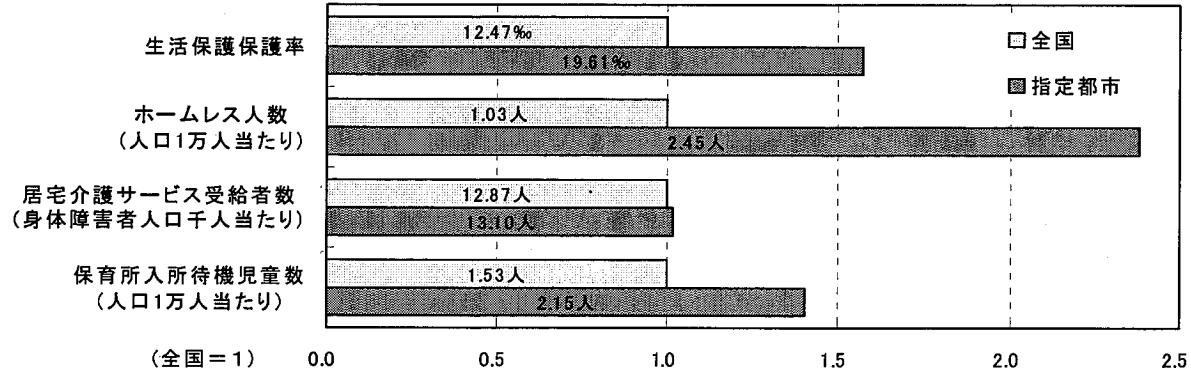
<都市的インフラの整備>



<環境・安全安心>



<福祉>



*各種統計より作成

II. 大都市特有の財政需要

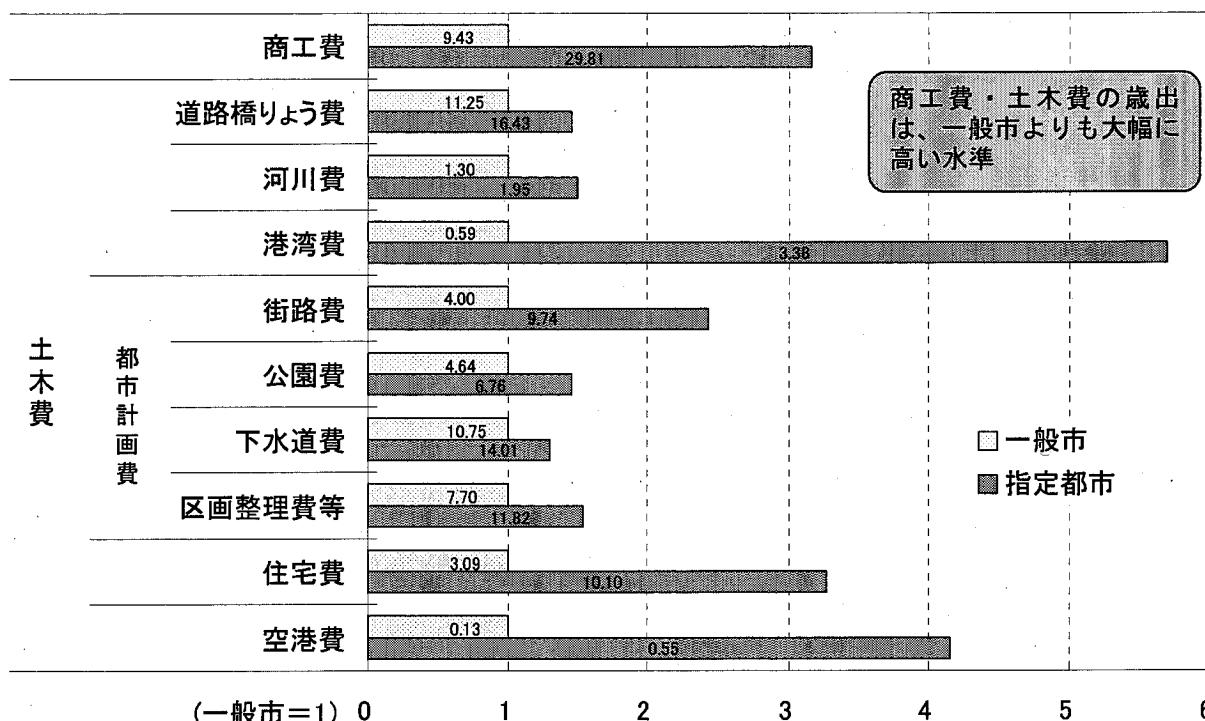
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

(1) 集積性・高次性・中枢性に起因する財政需要

① 法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

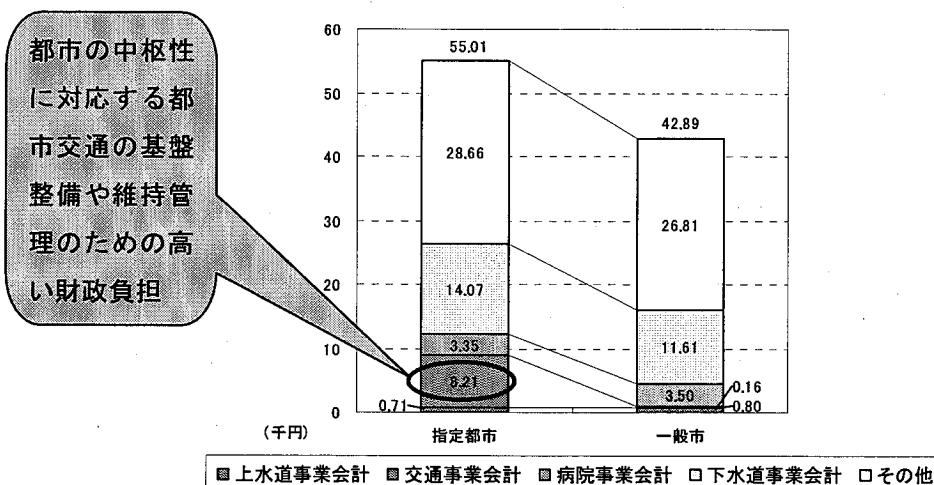
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、下水道などについての高水準の整備が必要となっている。その結果、指定都市の商工費や土木費、公営企業等に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（一人当たり歳出額 千円）】



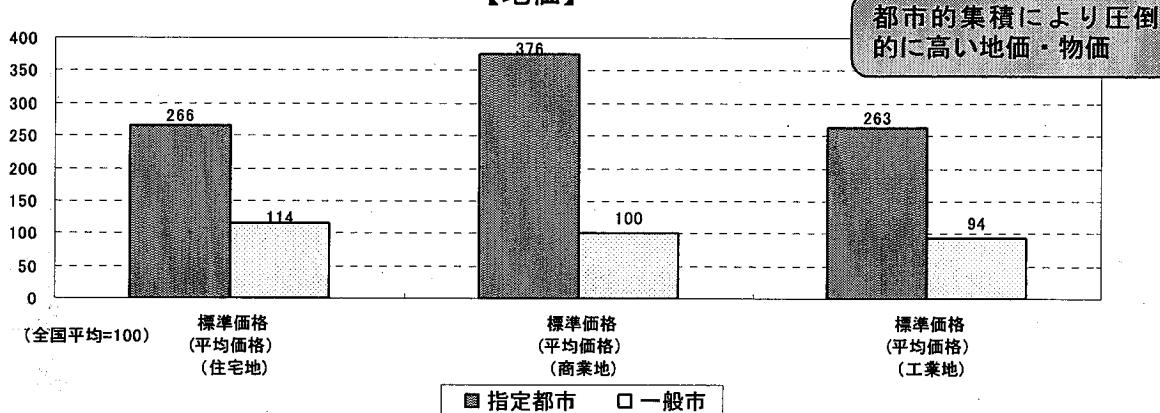
*平成20年度市町村別決算状況調

【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】



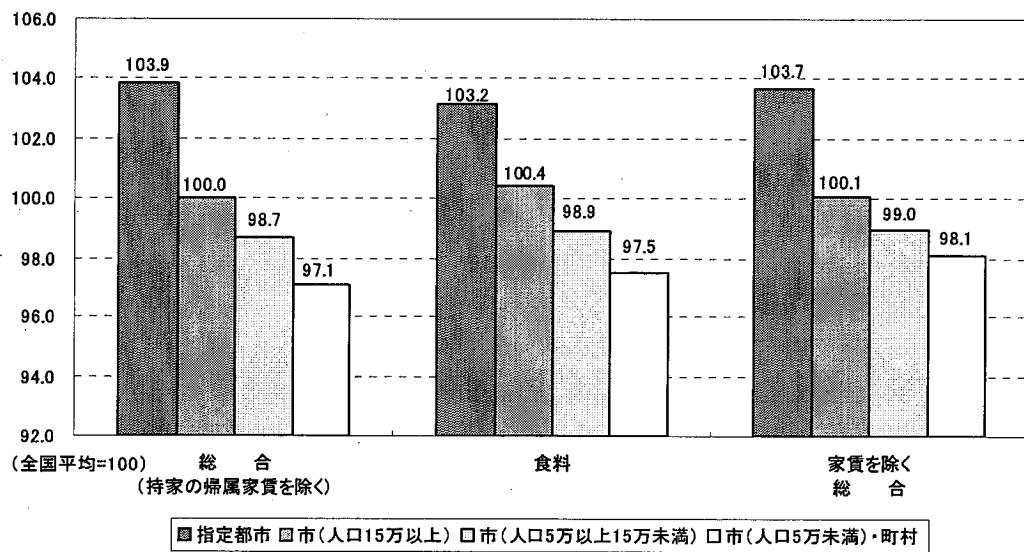
*平成 20 年度市町村別決算状況調

【地価】



*平成 20 年度都道府県地価調査

【物価】

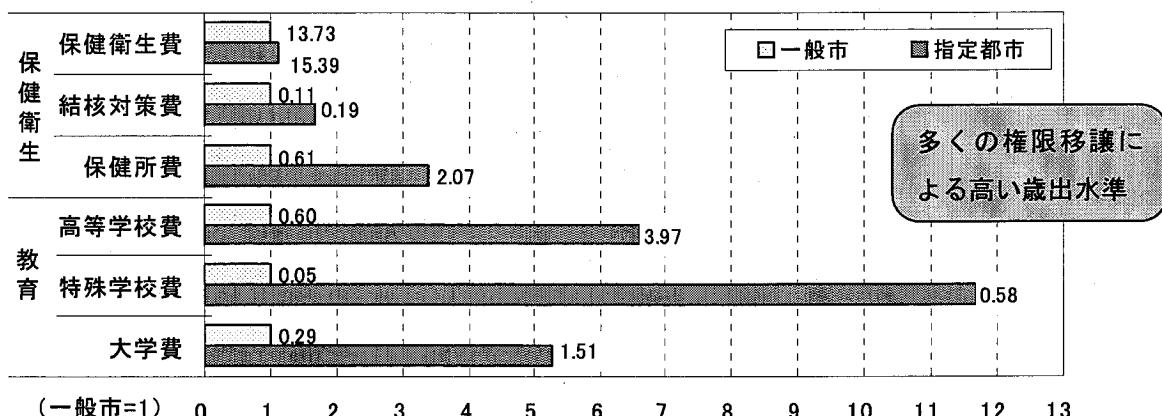


*平成 21 年平均消費者物価地域差指数

②道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性・高次性・中枢性を担う指定都市は、大都市特例を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（一人当たり歳出額 千円）】



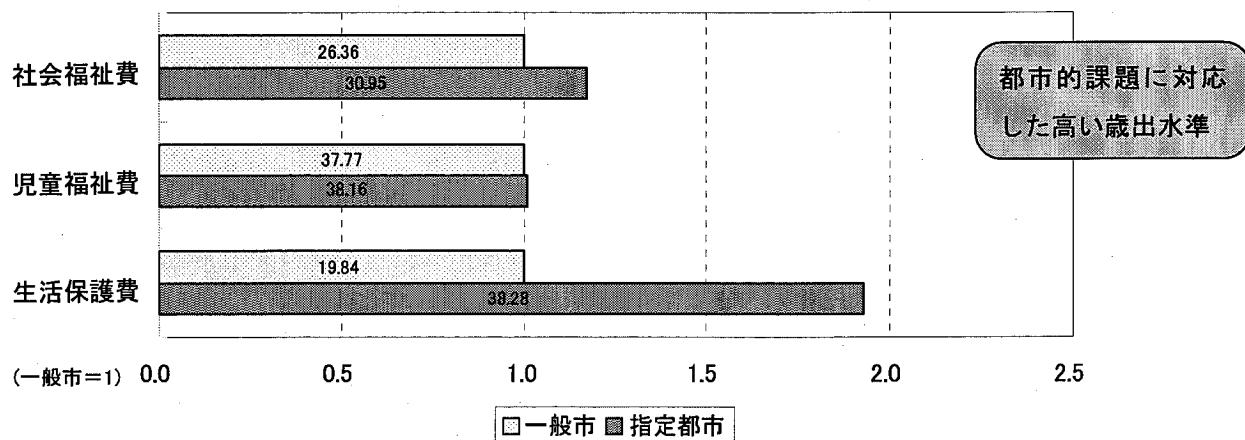
*平成 20 年度市町村別決算状況調

（2）都市的課題に対応する財政需要

○安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については約 2 倍の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（一人当たり歳出額 千円）】



*平成 20 年度市町村別決算状況調

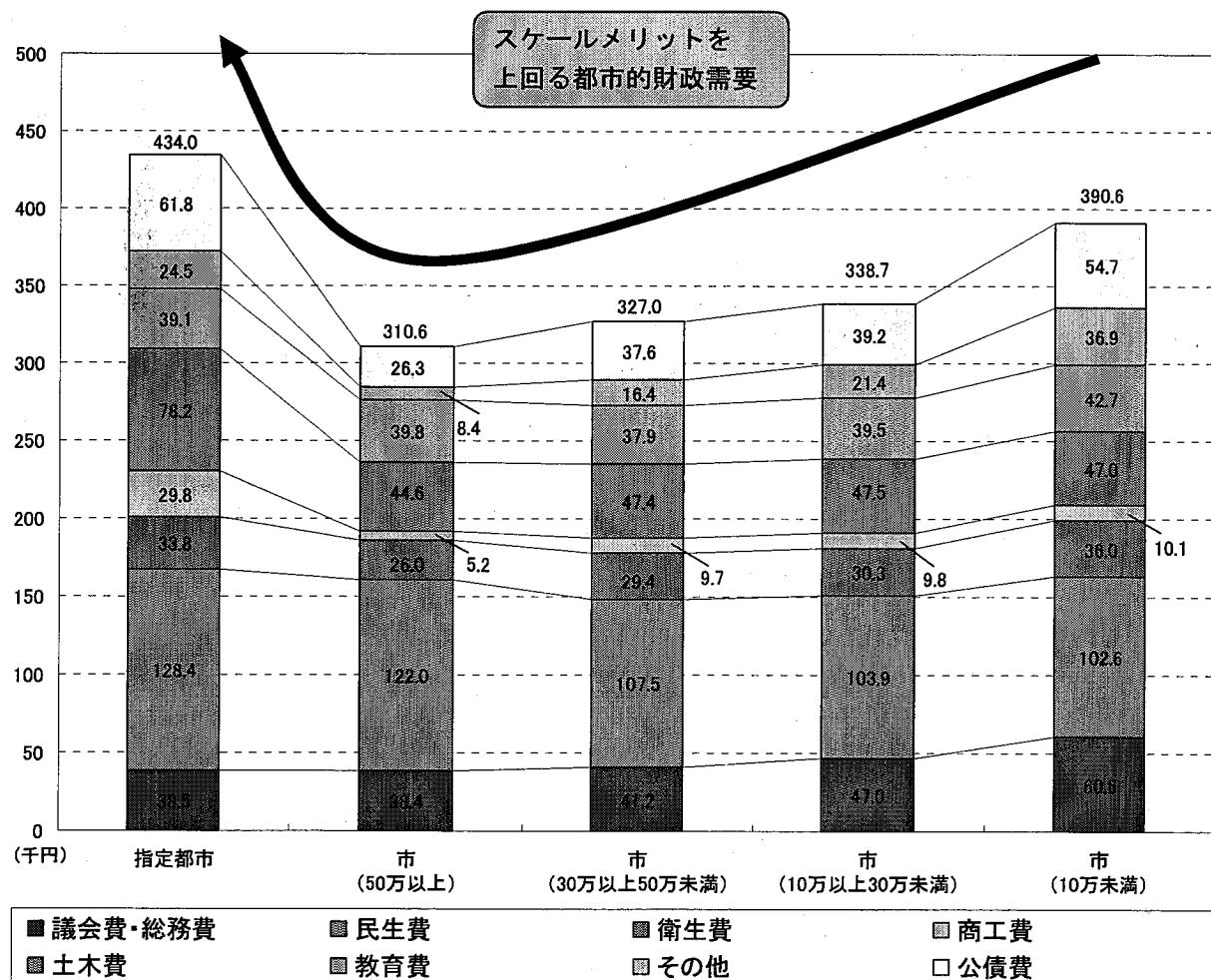
III. 厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のために多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

①大都市特有の財政需要による高い歳出水準

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われている。しかしながら、指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化し、一人当たり歳出額は高くなっている。

【都市規模に対応した歳出構造（一人当たり歳出額）】

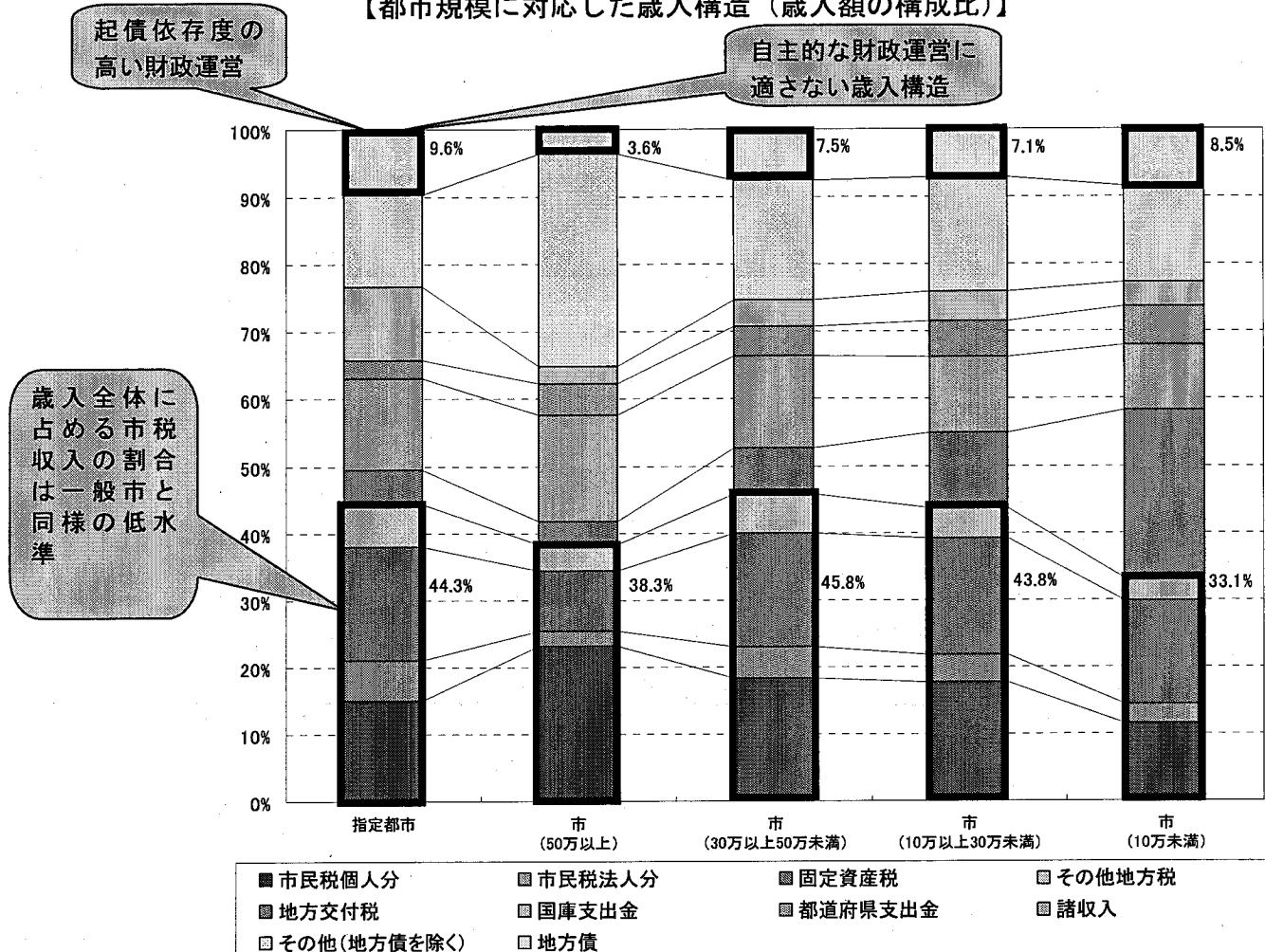


*平成 20 年度市町村別決算状況調

②税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

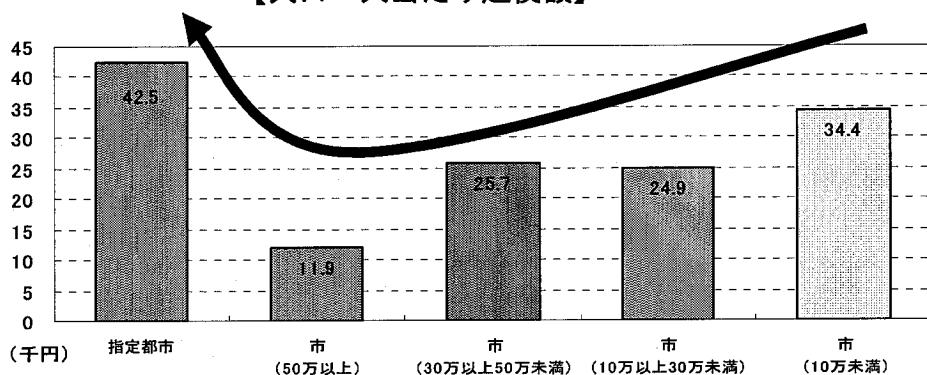
指定都市では歳入全体に占める市税収入の割合は一般市と変わらない低い水準であり、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立しておらず、自主的な財政運営に適した歳入構造とはなっていない。また、大都市特有の財政需要に対応するため、歳入全体に占める起債比率は高くなっている。

【都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】



*平成 20 年度市町村別決算状況調

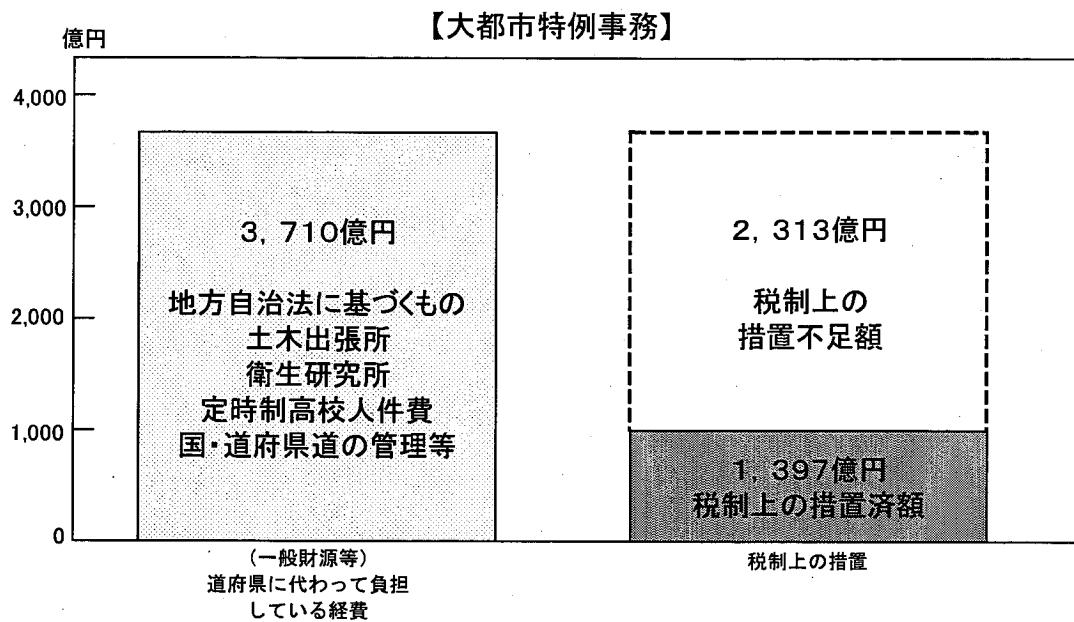
【人口一人当たり起債額】



*平成 20 年度市町村別決算状況調

③大都市特例事務に係る税制上の措置不足

大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税財政制度上では確保されておらず、一般財源からの持ち出しとなっている。

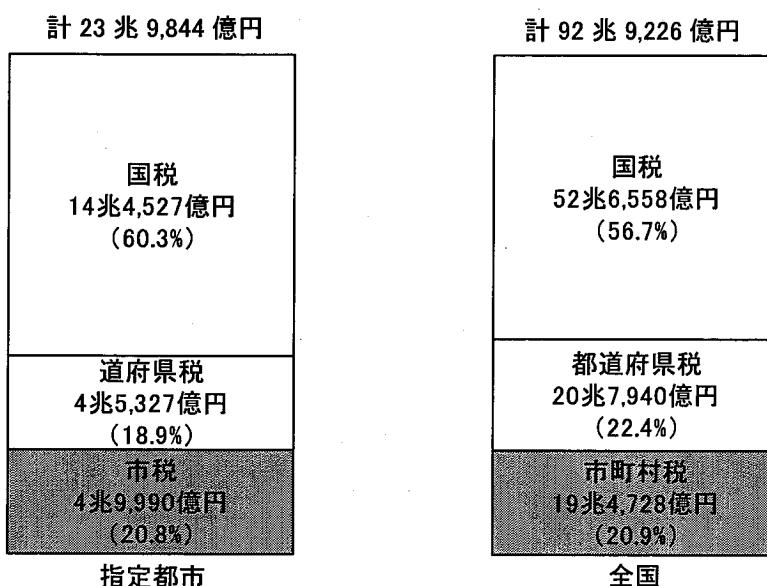


④配分割合の低い市域内税収*

指定都市の市域内税収（市域内の住民や企業が負担する税金）のうち、市税として指定都市に配分される割合はわずか 20.8% にすぎない。全国レベルにおいても市町村税の配分割合は 20.9% にとどまっているが、指定都市は更に少ない。

*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

【指定都市域内税収の配分状況】

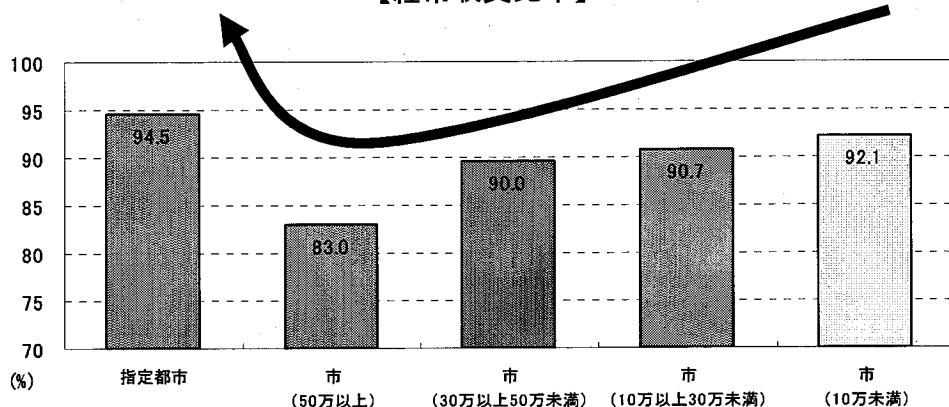


*平成 19 年度決算

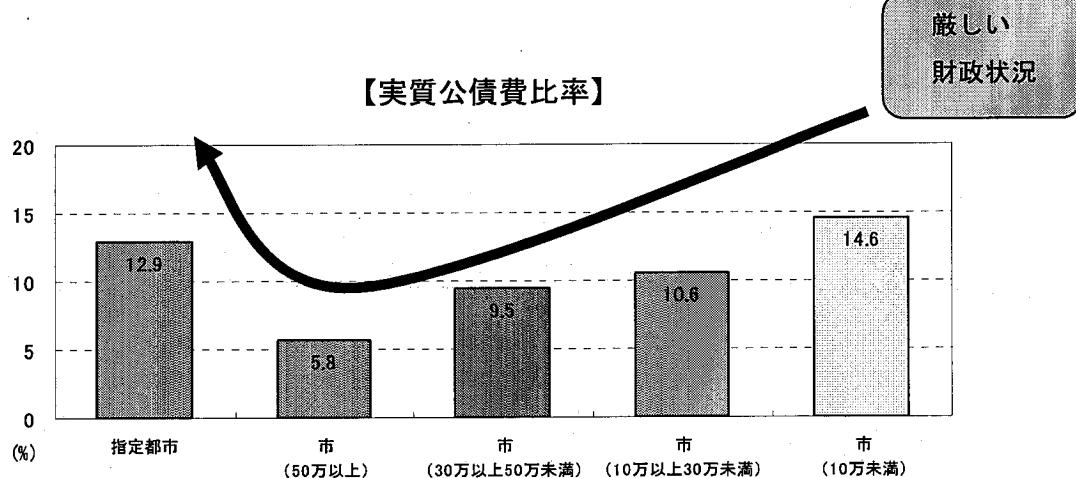
⑤大都市における財政状況の悪化

一般市では都市規模が大きくなるに従い経常収支比率は改善されるが、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率は悪化する。また、指定都市では多額のインフラの整備費が必要となり、地方債償還額が大きくなるため、実質公債費比率は大幅に増加し、地方債現在高も突出して高い水準となっている。

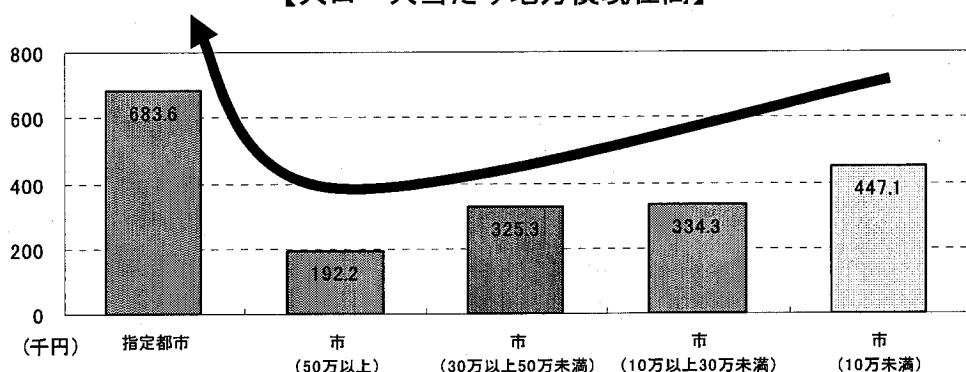
【経常収支比率】



【実質公債費比率】



【人口一人当たり地方債現在高】



*平成 20 年度市町村別決算状況調

IV. 大都市の特性に合った税財政制度の構築

日本経済の再生に向けて大都市に対する期待は大きい。全国の2割の人口規模を有する中で、高いGDPの水準を保ちながら首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏の核として、また、各ブロックや道府県の中心として地域経済を牽引してきた。

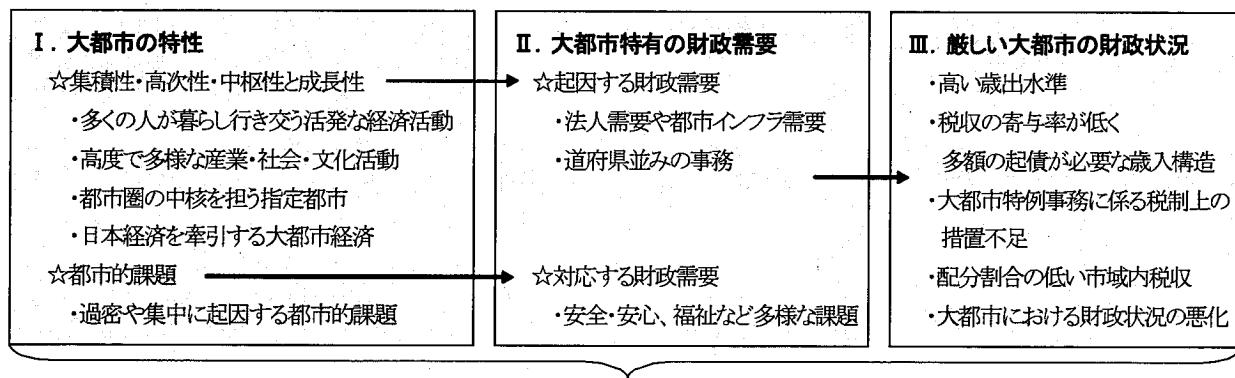
今後においても、経済活動のグローバル化、産業のソフト化・サービス化などの動きの中で、成長性が期待される第3次産業等が集積する大都市は、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められている。

その一方で、経済的な地域間格差の拡大が生じることで、特に法人からの税収の増加によって、法人の集積が顕著な大都市の税収が増大し、税収の偏在性が高まるとの意見がある。

しかし、その実態についてみると、前述のとおり、人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などに対応するための財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政需要も生じている。

このような大都市特有の財政需要が歳出増の要因になっているが、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどから、自主財源による歳入の確保は難しい状況にあり、債務の増大を招いている。大都市は裕福ではなく、財政状況は全国と比較して厳しい状況にある。

以上のように、大都市は集積性・高次性・中枢性を背景として日本経済を牽引する役割を有する一方、様々な都市的課題があり、これら大都市特有の財政需要に対応するため、大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要である。



出典及び用語・集計方法等についての注釈

章立て・グラフタイトル・指標名			出典	調査時期	自治体ベース	合併遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
I 大都市の特性	集積性	面積	国土地理院「平成20年全国都道府県市区町村別面積調」	平成20年10月1日時点	2009年度末	○	全指定都市	
		人口	総務省統計局「平成20年推計人口調査」各市HP	平成20年10月1日時点	2009年度末	○	全指定都市	
		昼間人口	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2009年度末	○	全指定都市	
		従業者数	総務省「平成18年事業所・企業統計」	平成18年10月1日時点	2009年度末	○	全指定都市	
		通勤圏人口	総務省「平成12年国勢調査報告」より推計	平成12年10月1日時点	2005年度末	×	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、堺市、岡山市を除く指定都市	通勤圏人口：総務省「平成12年国勢調査報告」を基にした推計値
		商業年間販売額	経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成19年6月1日時点	2009年度末	○	全指定都市	
	高次性	集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	2005年度末	×	全指定都市	集中治療室等病床数：二次救急における特定集中治療室等の病床数と、三次救急における特定集中治療室等の病床数の合計
		大学生数	文部科学省「平成21年学校基本調査」	平成21年5月1日時点	2009年度末	○	相模原市を除く指定都市 ※出典である「学校基本調査」にデータが示されていないため。	
		大学院生数	文部科学省「平成21年学校基本調査」	平成21年5月1日時点	2009年度末	○	相模原市を除く指定都市 ※出典である「学校基本調査」にデータが示されていないため。	
		国際コンベンション開催数	(独)国際観光振興機構「2008年コンベンション統計」	(平成20年中)	2009年度末	○	全指定都市	国際コンベンション：参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上、開催期間が1日以上の国際会議
	中枢性	三次産業従業員比率	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2009年度末	○	全指定都市	
		名古屋市の中京圏に占める割合	総務省統計局「平成20年推計人口調査」各市HP 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成20年10月1日時点 平成20年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2009年度末	○	名古屋市 ※中京圏に占める名古屋市の割合を示す指標であるため。	中京圏：岐阜県、愛知県、三重県
		京都市、大阪市、堺市、神戸市の近畿圏に占める割合	総務省統計局「平成20年推計人口調査」各市HP 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成20年10月1日時点 平成20年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2009年度末	○	京都市、大阪市、堺市、神戸市 ※近畿圏に占める京都市、大阪市、堺市、神戸市の割合を示す指標であるため。	近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县

出典及び用語・集計方法等についての注釈 (前頁からの続き)

章立て・グラフタイトル・指標名				出典	調査時期	自治体ベース	合併遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
I 大都市の特性	中枢性	北九州市、福岡市の北部九州圏に占める割合	総務省統計局「平成20年推計人口調査」各市HP 総務省「平成18年事業所・企業統計」 経済産業省「平成19年商業統計調査」	平成20年10月1日時点 平成20年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成19年6月1日時点	2009年度末	○	北九州市、福岡市※北部九州圏に占める北九州市と福岡市の割合を示す指標であるため。	北部九州圏・福岡県・佐賀県・大分県	
				(平成19年度中)					
	成長性	一人当たり地域内GDP	平成19年度 県民経済計算	(平成19年度中)	2009年度末	○	さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 ※出典である「県民経済計算」にこれらの市のデータが示されていないため。		
	都市的インフラ	12時間平均交通量	国土交通省道路局編「道路交通センサス(平成17年度)」	平成17年9~11月時点	調査時点	×	相模原市、新潟市、浜松市、堺市、岡山市を除く指定都市 ※出典である「道路交通センサス」のデータには調査当時の指定都市の合計値のデータが示されているため。		
	都市的課題	最低居住水準未満世帯率	総務省統計局「平成20年度住宅・土地統計調査」	平成20年10月1日時点	2007年度末	×	相模原市、岡山市を除く指定都市 ※出典である「住宅・土地統計調査」にこれらの市のデータが示されていないため。		
		環境安全安心	ごみ総排出量	環境省「平成19年度一般廃棄物処理実態調査結果」	平成20年3月31日時点	2009年度末	○	全指定都市	
			大気汚染(窒素化合物)	環境省「大気汚染物質広域監視システム」	平成21年10月1日時点(時報値)	2009年度末	○	全指定都市	
	福祉	救急出動件数	総務省消防庁「平成21年版 救急・救助の現況」 横浜市「大都市比較統計年表(平成20年)」	(平成20年中)	2009年度末	○	相模原市、岡山市を除く指定都市 ※出典である横浜市「大都市比較統計年表」に、データが示されていないため。		
		犯罪認知件数	総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2010」	(平成20年中)	2009年度末	○	全指定都市		
		生活保護保護率	平成20年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)	(平成20年度中)	2009年度末	○	全指定都市		
			ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書(平成22年)」	平成22年1月時点	2009年度末	○	全指定都市	
			居宅介護サービス受給者数	平成19年 厚生労働省 介護サービス施設・事業所調査	平成19年9月30日時点	2007年度末	×	全指定都市	
		保育所入所待機児童数	総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2010」	平成20年4月1日時点	2007年度末	×	全指定都市		

出典及び用語・集計方法等についての注釈 (前頁からの続き)

章立て・グラフタイトル・指標名			出典	調査時期	自治体ベース	合併遡及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈
II 大都市特有の財政需要	集積性・高次性・中枢性	法人需要	法人需要への対応と都市インフラの整備	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市
			公営企業等に対する繰出金	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市
			地価	総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2010」	平成20年7月1日 時点	2007年度末	×	札幌市、大阪市、堺市を除く指定都市 ※資料源である「都道府県地価調査」に、これらの市のデータが示されていないため。
			物価	総務省統計局「平成21年平均消費者物価地域差指数」	(平成21年中)	2009年度末	○	相模原市、浜松市、堺市を除く指定都市 ※出典である「平均消費者物価地域差指数」に、データが示されていないため。
			道府県並みの事務	保健衛生・教育への支出	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○ 全指定都市
			課題 安全安心福祉	福祉サービス・公的扶助に対応する支出	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○ 全指定都市
III 厳しい財政状況	高い歳出水準	都市規模に対応した歳出構造	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市	
		多額の起債が必要	都市規模に対応した歳入構造	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市
		人口一人当たり起債額	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市	
	税制措置不足	大都市特例事務	各指定都市平成22年度予算	(平成22年度中)	2009年度末	○	全指定都市	
	低い配分割合	指定都市域内税収の配分状況	各指定都市平成20年度決算等	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市	
	財政状況の悪化	経常收支比率	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市	
		実質公債費比率	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市	
		人口一人当たり地方債現在高	平成20年度 市町村別決算状況調	平成21年3月31日 時点	2009年度末	○	全指定都市	